

# 市町村合併とまちづくりについて

西 永 由 典\*

- I はじめに
- II 国の市町村合併政策
- III 岐阜県の動き
- IV 飛騨圏域の動き
- V 高山市への合併の要因
- VI 新高山市の姿
- VII 合併後のまちづくりの課題
- VIII 新たな地域づくりへの取り組み
- IX 高山市の地域コミュニティの状況
- XII おわりに

## I はじめに

最近、市町村合併のニュースがよくテレビや新聞で見ることが多く〇〇市の誕生、〇〇地域合併協議会の解散、住民投票の実施など全国あちこちで合併の動きがあわただしくなってきた。

この要因の一つとして現在の市町村の合併特例に関する法律（合併特例法）による特例が平成17年3月で期限（ただし一定の条件が整えば一年延長）となることがあげられるが、平成の大合併といわれる今回の合併の動きはここ3～4年以内に起こっている。合併により失職したある町会議員は、合併の話が出たと思ったらあれあれよという間に合併の枠組みが決まり合併の手続きも済み合併へと進んでしまったと話していた。合併にはそれぞれの項目について何十回と協議や法律の手続きを得て合併するものであり十分な話し合いがなされ、その間に意見の違いから解散したところもあるが、対立もなくスムーズに合併が進んだ地域の議員にとっては、一瞬の間に思えたかもしれない。

私の住んでいる高山市も、平成17年2月1日をもって周辺の9町村と合併し新高山市としてスタートした。この合併も動きが出てから4年以内で合併が成立したものであり、このように

急速に進んだ合併の背景及びその経過について、国、県、飛騨地域、そして高山市と述べて、合併後の新しいまちづくり、特に将来課題となるコミュニティづくりについて私なりの考えを述べてみたい。

## II 国の市町村合併政策

現在の合併特別法は昭和40年に制定されたものでそれまでの町村合併促進法と異なり、合併は奨励から中立に変わり国の政策は合併よりも共同処理する一部事務組合など広域行政の推進にウエイトが置かれていた。このことから合併特例法制定から30年以上の間に市町村合併はあまり進まなかった、またこの間、国はし尿、ごみ、消防など生活関連事業広域化を進める一方でふるさと創生一億円や一村一品運動など小さな町村でも自立して運営できるよう積極的に推進してきた。特に過疎債による施設整備促進や地方交付税の小規模自治体への段階補正率のアップなどにより町づくり村づくりによる自立した特色ある市町村を目指していた。

しかし、バブル崩壊後、国は行政による需要の拡大政策をとり、減税や公共事業の拡大、とくに地方自治体には地方債増発による事業の増加（将来の償還費は地方交付税で補填）など積極政策を進めたが、景気はまだまだ回復せず、その結果、税収の減、国債地方債の残高ならびに償還費の増加、交付税会計の歳入、歳出のアンバランスによる交付税会計の借入金の増加など国地方とも財政状況の悪化が進んできた。

一方、これからの行政運営は市町村が基礎的自治体としての役割を増やすべきとの動きが強まり、平成7年に地方分権推進法の制定、また、平成11年には地方分権推進一括法の制定、さら

\*社会福祉法人 高山市社会福祉協議会長。前・高山市収入役。

には合併特例法の改正があった。合併特例法については、平成7年に住民発議をもたらす一部改正があったが、平成11年の改正により合併特例債の創設、交付税算定特例の延長など国は合併推進へと方向を転換した。また、同じ頃から交付税の見直しがなされ交付税の減額が始まった。

平成12年、政府は行政改革大綱を閣議決定し、その中で市町村数を3000から1000にするという目標を設定し、平成13年には市町村合併支援本部を設置し、本部長には総務大臣が副本部長に各省庁の副大臣が就任し組織的にも合併推進体制を整えた。また、平成14年には総務省の研究会が人口一万未満の小規模自治体に対する素案を発表、地方自治法や合併特例法も毎回見直され、住民投票制度の改正、合併特例区、地域自治区など合併推進の方針を追加してきた。この方針はこれまでとは条件は異なるものの、現行法の期限後の平成17年以降も合併をさらに進めていくということには変わりはない。

### Ⅲ 岐阜県の動き

岐阜県は国の動きを受けて平成11年7月に岐阜県市町村広域行政検討委員会を設置し、また、自治省事務次官通知（市町村合併の推進についての指針の策定について）の要請も受け、検討を重ね、平成12年8月委員会が、日常生活圏と市町村相互の結びつき状況分析結果による組み合わせ（全39通りのパターン）を公表、平成13年3月には岐阜県市町村合併支援要綱を制定、平成13年4月1日に県市町村合併支援本部と現地本部を設置し、合併推進を支援することとなった。

### Ⅳ 飛騨圏域の動き

国、県の動きとあわせて岐阜県飛騨地域振興局においても局長が市町村合併について積極的に活動をはじめ、平成13年4月から圏内（飛騨一市三郡）の市町村で関係者、経済団体などを集めた合併推進のための講演会を8月までの4ヶ月間に25回も開催し振興局長自ら講演し市町村合併の必要性を訴えた。講演の内容は、合併

の必要な理由のほか特に合併特例債を活用することにより市町村の整備が進むことや対等な合併をすることにより市町村の主体性が確保できるというような趣旨であった。

また、先に岐阜県市町村広域行政検討委員会が公表した合併パターンに基づき飛騨一市三郡の市町村長による広域合併研究会や議長による議員研究会、経済団体による経済団体等研究会が、平成13年5、6月に設立され首長による意見交換会が平成14年4月までに10回開催されるなど合併に向けて調査や検討を行ってきたが、益田郡5町村は益田郡で合併することとなり、研究会は解散した。

この解散により、平成14年5月に飛騨一市二郡（高山市 大野郡 吉城郡）15市町村長と議長による飛騨地域合併推進協議会が設立され協議が進められた。その後8月には高山市長選挙が行われ現市長が再選されたが選挙戦を通じて得た市民の意向をもとに高山市長は合併に向けて高山市の基本的な考え方を推進協議会で発表した。考え方の趣旨は、「合併は対等互譲の精神で行う」、「合併相手は高山市の考え方に賛同される町村とする」、「合併方式は高山市への編入合併方式とする」、「新市の名称は高山市の名称が適切と考える」、「事務所の位置は現高山市役所の位置とする」などであった。

この考え方を受け、各町村間や郡の町村間においていろいろな検討や協議がなされ、その結果、吉城郡4町村（古川町 神岡町 河合村 宮川村）が推進協議会を退会、自らで新市を設立することとなった。また白川村は単独で行くこととなり、高山市と近隣9町村と合併を進めることにまとめ、平成14年12月に法定協議会である飛騨地域合併協議会を設立した。

飛騨地域合併協議会は、4千項目以上の事務事業の調整について10市町村の担当課長等で構成する分科会で協議し、さらに助役や教育長等で構成する幹事会に諮り、重要事項については市町村長と議長等で構成する協議会に諮り合意するという方法で進めてきた。この間一度で合意できなかった事項については再協議するなど時間をかけて調整を行い、合併協定書に盛り込

む23項目すべてについて合意がなされ平成16年5月26日に合併協定調印式が行われ、その後法的手続きを経て、平成17年2月1日に合併、新高山市がスタートした。

これより前に飛騨圏域では、平成16年2月1日に吉城郡4町村が合併して飛騨市が誕生した。飛騨市の合併は時間もなかったこともあり細部の事務事業の調整は合併後に持ち越されたものと思われる。また他の合併と異なっていたことは、合併前の町村の助役、収入役が新市の吏員として再雇用され旧町村ごと設置された振興事務所の所長または新市の部長として就任したことである。さらに飛騨市という名称について飛騨地域の出身者、特に東京や名古屋在住の方々が飛騨という地名は飛騨全体を示すもので一地域だけで飛騨市というのは困ると反対のキャンペーンや署名活動が展開され、合併の議決をする岐阜県へも飛騨市の名称を認めないよう要請がなされたが県は飛騨市として議決し、新市としてスタートした。

平成16年3月1日には、益田郡5町村が合併し下呂市が誕生した。この合併までの間にある町では合併の議案が否決されたり町長が辞職し再選挙があったり、またある町では町長の不信任案が提出されるといったことがあったが流れとしては合併の方向に進み、新市としてスタートした。ただ、本庁事務は旧の2町役場に分かれ分庁方式で執行している。

## V 高山市への合併の要因

高山市と周辺9町村との合併が大きな対立もなく順調に進んだ要因は、高山市は歴史的にも飛騨の中心都市として機能しており、周辺の町村の住民にとっては日常生活において通勤、通学、買い物等で高山市への結びつきが強いこと(別紙資料1、2、3)、また産業界も観光をはじめ製造業、建設業などでは行政の枠を超えて事業を展開していることなどがあると考えられる。

一方合併する町村は、人口は8千人台の町が一町、あとは五千人以下で、ほとんどの町村では人口減が続いていて過疎地に指定されている。

財政状況は、税収が少なく地方交付税に依存する割合が高くなっていて(資料4、5)、ここ3~4年地方交付税がかなりの割合で減少し将来の財政の見透が厳しくなってきたことや一部事務組合や広域連合など高山市を中心とした共同事務処理が多かった(資料6)、こともあり、高山市への合併へと流れが進んだものと考えられる。

## VI 新高山市の姿

新高山市は、人口97,023人(12年国勢調査)、高齢化率21.2%面積2,179km<sup>2</sup>(この面積は東京都とほぼ同じ)、森林率92.5%と山地が多く、合併後の行政運営は、旧町村役場を総合支所とし管理部門以外は支所で対応し、また、旧町村ごとに地域審議会を置き、予算や地域振興に関して市長に意見を述べることとし、これまで町村ごとに行っていた村づくり、町づくりなどの事業引き続き実施できるよう地域振興特別予算を各支所に配分し、地域の特色を生かすように務めている。新市の建設計画(合併まちづくり計画)策定にあたっては全地域にわたってアンケート調査を実施し、審議会等の意見を聞きながら、それぞれの地域資源を活かすようなまちづくり計画を策定している。

## VII 合併後のまちづくりの課題

市町村合併の目的とするところは二つあるが、一つは効率化であり銀行の大型合併に見られるようにスケールメリットの考え方で統合できるものは統合し、固定経費を削減することにある。もう一つは基礎的自治体としての市町村が今後進む地方分権の受け皿としての体制を整備、確立していくことにある。

合併後の課題はいくつかあるが、まずは行財政運営の効率化で、とりわけ財政対策が重要になってくる。合併により特例措置はあるものの地方交付税全体ではかなり減額が進むことや特例措置も10年と段階分5年と期限があり、税収も三位一体の改革などにより補助金の減に見合う税の改正がなされたにしてもまだ景気低迷が続くことが予想されるため特に産業基盤の弱い

地方では税収の伸びは期待できない。一方、歳出では少子高齢化に伴う負担増をはじめ過疎地域の対策、地方分権に伴う事務量の増加、環境対策や新たな行政対応の事務も増え、歳入は伸びない中で歳出だけは年々増加するという厳しい財政運営が予想される。また、少子高齢化は費用の面だけでなく、サポートする人的資源も必要で新高山市においても10年後には高齢化率約29%が予想され、行政の対応だけでは限度がある。このほか、過疎地対策も、効率の悪いところでの費用負担であることからいろいろな議論が出てくる。

このように厳しい行財政運営を乗り切るためには人件費など経費の削減だけでなく、市民に負担増や新たな負担を求めることや、多くの市民に対し市民の活動による行政への参加と協力を求めることが多くなっていく。このため、合併後は早くから新市への信頼感を持ち全市民が市を盛り上げていく環境づくりに努めなければならない。

## Ⅷ 新たな地域づくりへの取り組み

行政需要が年々増加していくのに対し、行政がそれに十分答えられない状況が予想されるので行政運営のあり方、特に市民とともに地域づくりを進めるためには今までの行政のしくみを大きく変える必要がある。

その第一は行政の姿勢を転換することである。転換を図るためにまず行わなければならないことは、行政情報の積極的公開でとりわけ政策形成段階での情報の公開であり。今までは市民の要望にこたえてどう対応するかという視点で行政を行ってきた。たとえば各種の計画づくりや制度づくりの際よく市民ニーズという言葉が使われ、市民の意向に沿っているかが判断の基準になっていた。また、以前松戸市のすぐやる課がクローズアップされたように行政は市民の要望に早く対応することが良とされてきた。民主主義である以上住民の意向に添うことは大切であるが、しかし今までのように行政がすべてのことに対応できなくなってくれば、行政でできること、市民が自らすること、市民が協力し

あつてすること、さらには、市民と行政が協力してできることを選別し、行政ができる範囲を示し、それ以上要請される場合は市民に負担や協力を求めていくようにしなければならない。

職員のあり方も、これまで優秀な職員とは、一般的に市民の申請や要望に適切かつ迅速に応えられるように法令や財政などの仕組みを熟知し、効率よく事務処理する職員であった。これは行政内部の判断基準であったが、これからは物事にあたっては市民と協働して解決していく姿勢、市民に理解を求め市政に信頼関係を確立し市民に協力してもらえるようにつくりあげていく能力、行政情報の積極的な説明（アカウントビリティ）に努力する態度、すなわち外向きの能力と姿勢を合わせ持った職員が必要になってくる。

第二は市民の姿勢の転換で、市民も今までは市に要請しやってもらう、また市が当然やってくれるべきだという考えの方が多く、議員に対する評価もそれをサポートしてくれたかどうかで判断の基準になっていたことが多い。

また、マスコミも物事が起きたとき本来は個人の責任と思われることでもすぐ行政がどう対応したかを取り上げている。しかし多くの国民やマスコミが支持している行政改革の目指すところは小さな政府であり、民間で出来ることは民間でやるなど行政の役割を少なくすることである。その基本となるところは自己責任がベースとなっていることを認識してもらい市民の意識の改革を進めることである。議員の活動も、市民をそのように指導できるかにかかっている。

このことは国の考えも同じで、「自治省の元事務次官の松本英昭氏が筆者（小西砂千夫）のインタビューで答えているように、合併が本当に必要となったのは、財政難ということもあつたが、地方分権改革が進められ、補完性の原則（自分でできることは自分で、できないことはコミュニティで、それでもできないことは市町村で、そして都道府県、国と役割を決めていくという考え方）が重視されるなかで、自己決定、自己責任がとれるような体制にするために必要である」（小西砂千夫「市町村合併の決

断」から引用)と述べられているように、市町村合併の目指すところは市町村行政のあり方を変えらるることにある。

特にこの中で地域のコミュニティをどう作り上げていくかが課題となってくる。昨年の地方自治法の改正により地域自治区の位置づけがなされ、ある市ではコミュニティセンターを中心に行政の役割を一部持ちながら地域住民が主体となって活動しているところもあるが、多くの地域ではNPO法人等がそれぞれの課題を持ちボランティア活動を展開し、一方で既存の町内会は別の形でそれぞれ活動を行っており、いずれの地域も町内会とNPOとが結びついて一体となって活動している例は少ない。

この要因は、町内会の役員、会員は自分達のエリアの中で与えられた責務の範囲で活動している者が多く、ボランティア活動している者は地域のしがらみとは関係なく自己の考えで活動している者が多く、考え方の違いからうまく連携されていないことにある。しかしいづれにしても地域を良くすることでの活動であることから、お互いに協力しあいさらに輪を広げていくシステムづくりが今もっとも必要となってくる。たとえば地域のコミュニティによる、まちづくりの成功の例として、広島県の沼隈町では20年にもわたって地域の道路や川の整備や公園づくりに地域の住民や町の職員が自ら参加し活動している例がある。この町でははじめの計画段階から住民とともに計画し、町は事業に必要な材料を提供するなどサポートし、住民も週休二日うち一日はみんなの作業に参加することを楽しみにしている。(市民のための地方自治入門から)

このように、成功している例は少なく、全国各地でいろいろな住民参加を模索しているのが現状である。そこで大事なことは、地域のコミュニティづくりについて、行政がモデルを示して進めるのではなく、地域ごとに事情も異なり活動団体もいろいろであるので、うまくネットワークが取れるシステムづくりを行政がサポートすることである。

特に地方の市町村においては、町内会をはじ

め長い間続いている市民活動団体があるので、これらを軸に現在必要となってきた、福祉や環境のNPO団体等の活動と組み合わせていくことがひとつの方法である。

## IX 高山市の地域コミュニティの状況

高山市は今から約400年前に武将金森長近公によって城下町として整備され、その後幕府の直轄地天領となったが、今日まで飛騨地域の政治、経済、文化の中心都市として栄え発展し続けてきた。そのため高山市民は歴史的なものや伝統を守ろうと言う気運が高く、高山祭りの屋台組のように長い間地域の組織として活動を続けている団体が多くあり、また全市民を対象とした団体の地域組織や小学校単位の社会教育団体があり、特に町内会はしっかり組織ができていてまず一定エリアごとに班があり班が集まり町内会を構成し、地区連合会として小学校単位ごとの町内会が集まり、さらには全市の団体へと組織されている。地域住民間の交流は班が中心で班ごとの集まりや班内での葬儀があった場合の手伝いなどの参加が主な行事で、班長や町内の役員は一年ごとの持ち回りが多く、ただ近年高齢化が進み、中心市街地では班長や町内役員が出来る家が限られてきつつある。町内会活動に対しては市町村合併前の旧高山市地区では昭和40年頃から行政事務の町内会依存の縮小に努め自主的な組織としての育成を図ってきた。このことが一方では強制加入でないため町内会の加入率低下のひとつの要因になってきている。また町内会の活動が昔のように地域住民をお互いに助け合ったりする役割が少なくなってきたため、高山市でも全国的にも例のある地域でお年寄りをサポートするボランティア団体のNPO法人がいくつもできており、そのほか災害ボランティアなどの活動団体もあり昨年10月高山市を襲った台風災害の際には町内会のほかこの災害ボランティアの活動が大きかった。しかしこれらの団体の活動をしている方々はまだ一部で市民には大きく広がっていない。そこで私は現在、高山市宮川を美しくする会という市民活動団体の会長であり、また住んでいる高

山市片野町の公民館建設委員をして活動していることからこの二つの地域活動を紹介し、市民団体と町内会とのかかわり方や町内会活動の進め方について、二つの活動を通じて感じたことを述べ、これからの地域のコミュニティづくりの参考になればと考えている。

## X 高山市宮川を美しくする会の活動

高山市の市街地の真ん中を流れる宮川は赤い中橋に代表されるように観光のスポットとであるとともに、市民の心のよりどころとなる川で昔は川遊びをしたり、七夕飾りをして楽しんだりした子供にとっても思い出の川であった。

しかし昭和30年代から市民生活が向上するにつれて、川の汚れも目立ち年毎に汚濁が増加し川遊びもできなくなってきた、こうした状況に最初に動きを始めたのは子供達で昭和39年に当時の子ども会が川に鯉を放流し、鯉の泳いでいる川を汚す人はいなくなるだろうと考えたのが始まりで、以来河川美化運動が起り青年団体や各種団体が川でごみ拾いしている姿が新聞に掲載されたこともあったが、しかしこれらの団体の活動も一時的なもので終わってしまっていた。

この河川美化運動を市民皆なの運動にしようとして昭和48年に宮川水域の町内関係者が集まり宮川を美しくする会を結成し以来今日まで40年近く活動を続けている。活動の内容は年4回早朝に関係町内の住民（25町内会、参加者毎回2,500人）の清掃活動が主なもので、この活動を通じて町内のまとまりや交流の機会にもなっている。この美化運動が長く続いてきた要因を考えると、他の各種の活動においても見られるように問題が発生した当時はいろいろな方々や団体が問題意識をもって取り組んでも、熱心に取り組んだ人いなくなったり団体の熱が冷めたりすると活動が尻すばみになるケースが多いが、高山市宮川を美しくする会は当初から町内会と一緒に取り組んだことにより町内会の行事として位置づけられ、常に住民に参加を促す情報を出していることから河川沿いの住民も趣旨を理解し参加している。

このことから地域活動を進める場合に地域住民の組織として歴史もありまた組織としても確立している町内会との連携がまず重要である。

## XI 高山市片野町公民館建設の取り組み

片野町は高山市市街地の南部に位置し昭和40年頃から住宅建設が進み、その後アパート、マンションも建ち現在住民登録世帯は約1,250世帯で内町内会加入率は75%の典型的な住宅地域である。町内会の組織は三役と各丁目代表（1～6丁目）と56班長で構成し、町内公民館は昭和43年に建設しその後増改築したが木造で老朽化していた、そこで歴代の町内会役員を中心に平成12年に会館維持管理検討委員会を設置し、老朽化の状況や耐久性などを調査した管理状況に関するアンケート調査も実施した、その結果アンケートでは現状のまま（普通）が77%と占め会館建設に関しては意見が分かれた。検討委員会ではこの結果を基に再検討したがやはり老朽化、耐震性、防災面からも建設にむかうべきとの考えになってきたので町内会員に班長を通じてまた町内回報で建設が必要な旨をおねがいしてきた。その後平成14年には建設推進委員会を設置し基本設計や財務面での検討を始めた。特に重要な資金について町内会員は一世常月1,000円の6年間（72,000円）の拠出金をお願いしたいと班長を通じて説明し、またブロックごとの説明会も開催した結果一部の反対はあったものの町内会員93%の賛同をえた。この拠出金と市の補助金と不足分を町内会員と町内事業者特別寄付金をお願いしたところ特別寄付にも町内会員の20%以上の方々から申し出があり予算のめどがついたので会館建設の入札を行い建設が始まった。

私も建設委員の一人として建設が順調に進んだ要因としては公民館の現状の理解が深まったこともあるが、特に町内会員の多く気持ちの中にはこれから進む高齢化、老人家庭や独居老人になった場合お互いに話し合ったり、いざという場合に役に立つ場としての公民館を、またいろいろな習い事や、若い母親が子供を連れてきて遊べる場として使い勝手の良い公民館を望んだ

こともあったと思われる。そしてたくさんの拠出金や特別寄付金の賛同があったことには、事を決める際には常にオープンにして役員会で検討したこと各種の意見があったこともそのつど情報として町内会員に知らせたこと、すなわち情報公開してきたことが大きな要因と考える。

## XII おわりに

昔の中国の話で、国を興すこと(創業)と守ること(守成)とどちらが難しいかという問答について、ある解説書によれば国を興すことは困難があっても時の勢いによって出来上がることが多いが、国を守り(維持)つづけることは常に組織全体の体質改善に努めなければならず、それを怠ると国が減びるので、守るほうが難しいと記されていた。市町村合併は時代の大きな流れのなかでの勢いで成立した感はある。むしろこれから守り育てていくことのほうが難しい、特に今回の合併の目指すところは市町村行政のあり方を転換するきっかけにしてほしいといわれるように、将来の姿としては、まず自分のことは自分で、次にコミュニティで対応、そして市町村でというふうに地域社会を作り上げていくことであるが、このことは頭で理解できても具体的行動やシステムについてまだ確立したものはなく、これに対する市民の意識も非常に低く難しい。しかし現在の国や市町村の財政状況等を見ると合併せざるを得ないことが予想できる。そこでまず行政が始めることは一つ一つの市民活動を充実させつつ新たな活動を掘り起こし、多くの住民が参加するよう活動の輪を広げていくことであり、そのための組織づくりに取り組んでいくことである。

私は、今住んでいる片野町の公民館が建設した後は町内会役員としてまた公民館を有効に管理運営する立場になることから、公民館を拠点に各種のボランティア活動を掘り起こしと組織化に努め、また町内会と連携し、活動のネットワークを図り、公民館が地域の住民のあらゆることに対応できる真のコミュニティセンターに作りあげていきたい。

(平成17年2月 高山市宮川を美しくする会会長)

資料 1、2、3、4、5、6、

参考資料

- ・飛騨地域合併協議会 配布資料 会議録
- ・市町村合併の決断 小西砂千夫氏著
- ・市民のための地方自治入門 佐藤 竺氏監修  
今川 晃氏編集

<資料1>

高山市と合併町村との流入出入口

(平成12年10月1日現在)

旧町村名	高山市へ流入 (人)			高山市から流出 (人)		
	総数	通勤	通学	総数	通勤	通学
丹生川村	1,029	879	150	382	382	
清見村	513	434	79	588	585	3
荘川村	53	25	28	31	31	
宮村	789	702	87	157	157	
久々野町	761	650	111	205	205	
朝日村	275	216	59	75	75	
高根村	55	26	29	20	20	
国府町	1,493	1,272	221	624	623	1
上宝村	69	40	29	167	167	
計	5,037	4,244	793	2,249	2,245	4

資料 国勢調査

注：流出数が多い清見村は高速自動車建設関係が多いことと、上宝村は奥飛騨温泉郷への勤務が多いと思われる



<資料2>

日常生活行動圏 日用品の買物先

アンケート調査

(単位：%)

旧町村名	高山市	地 元	合併関係町村	その他	な し
丹生川村	70.0	20.4	0.8	0.8	8.0
清見村	72.2	15.3		0	12.5
荘川村	59.8	14.9	1.1	10.3	13.9
宮 村	84.6	6.0	0.7	0.7	8.0
久々野町	62.2	23.5		1.3	13.0
朝日村	70.7	14.7	0.9	0.9	12.8
高根村	51.6	35.5		3.2	9.7
国府町	17.0	71.7		1.8	9.5
上宝村	26.3	28.1	13.8	21.0	10.8
平 均	57.2	25.6		4.4	10.9

資料 平成15年4月～5月飛騨地域合併協議会調査

注：なしは買い物しない人と思われる。また、国府町は地元には大型スーパーがあることと上宝村の合併関係町村にはこのスーパーが含まれる。

アンケート調査は3000人対象回収率58.4% (9町村分)

<資料3>

日常生活行動圏 娯楽・文化の活動先

アンケート調査  
(単位：%)

関係町村名	高山市	地 元	県 内	県 外	な し
丹生川村	57.3	13.5	0.4	5.4	23.4
清見村	68.1	3.5	0.7	3.5	24.2
荘川村	41.4	1.1	9.2	10.3	38.0
宮 村	61.1	2.0	1.3	5.4	30.2
久々野町	59.1	7.4	0.9	8.2	24.4
朝日村	58.6	3.4	4.3	7.8	25.9
高根村	54.8		6.5	6.5	32.2
国府町	60.6	4.4	1.4	8.3	25.3
上宝村	39.7	4.0	4.5	17.8	34.0
平 均	55.6	4.4	3.3	8.1	28.6

資料 平成15年4月～5月飛騨地域合併協議会調査

アンケート調査は<資料2>と同じ

<資料4>

主な項目の決算額と構成比

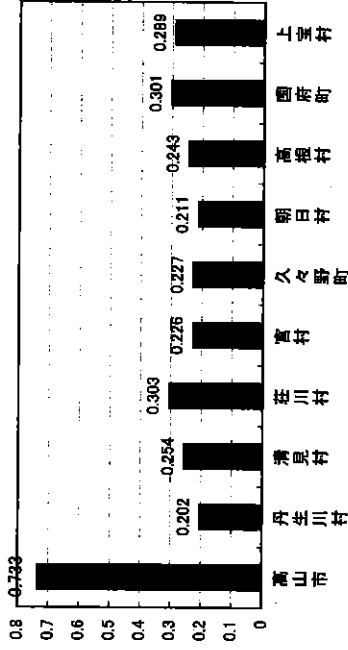
(単位：百万円、%)

	高山市	丹生川村	清見村	在川村	宮村	久々野町	朝日村	高根村	国府町	上笠村	10市町村	類似団体
歳入総額	25,581	4,761	4,774	2,909	1,740	3,266	2,889	2,286	4,946	4,660	57,792	36,843
地方税	10,121	479	516	389	254	419	359	277	752	904	14,470	13,374
(構成比)	39.6	10.1	10.8	13.4	14.6	12.8	12.5	12.1	15.2	19.4	25.0	36.3
地方交付税	4,365	2,132	1,580	1,097	1,070	1,604	1,427	902	1,886	2,024	18,087	7,111
(構成比)	17.1	44.8	33.1	37.7	61.5	49.1	49.7	39.5	38.1	43.4	31.3	19.3
歳出総額	24,197	4,627	4,491	2,803	1,669	3,078	2,788	2,168	4,808	4,389	55,018	35,750
人件費	4,850	654	488	369	385	528	461	416	836	544	9,532	7,057
(構成比)	20.0	14.1	10.9	13.2	23.1	17.2	16.5	19.2	17.4	12.4	17.3	19.7
公債費	2,429	686	491	333	328	424	609	281	595	680	6,854	4,185
(構成比)	10.0	14.8	10.9	11.9	19.7	13.8	21.8	13.0	12.4	15.5	12.5	11.7

※平成12年度地方財政状況調査

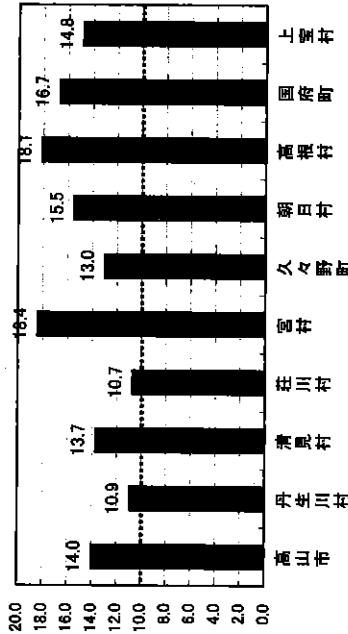
<資料5>

財政力指数



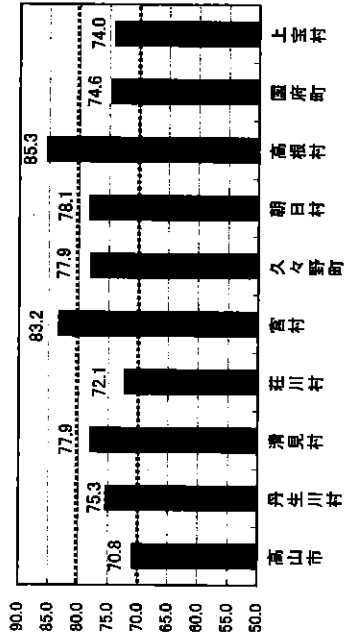
公債費比率

(%)



経常収支比率

(%)



・公債費比率  
地方債の元金の償還および利子の支払いに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率という。この比率が10%を超えないことが望ましいとされている。

・経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常経費に地方税、地方交付税、地方交付税と税を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを示す指標。市の水準は80%、町村の水準は70%とされているが、低いほど弾力性がある。

・財政力指数

市町村の財政力を示す指標。1に近くまたは1を超えるほど財源に余裕がある。1以上の団体には普通交付税が交付されない。

《市町村事務の共同処理》

	高山市	丹生川村	清見村	莊川村	白川村	宮村	久々野町	朝日村	高根村	古川町	国府町	河合村	宮川村	神岡町	上宝村
ごみ処理	飛騨衛生施設利用組合		莊白川衛生施設利用組合		南大野地域行政事務組合					吉城広域連合					
し尿処理			飛騨衛生施設利用組合												股利用組合
火葬場	飛騨衛生施設利用組合		莊白川衛生施設利用組合		南大野地域行政事務組合					吉城広域連合					
消防															飛騨消防組合
老人ホーム	飛騨衛生施設利用組合		大野郡特別養護老人ホーム事務組合					吉城広域連合							
介護保険			高山・大野広域連合					吉城広域連合							
農業共済	飛騨農業共済事務組合										吉城広域連合				
大野会館管理	飛騨衛生施設利用組合		大野会館組合					吉城広域連合							
健康管理センター 造林、観光案内所など			飛騨地域広域行政事務組合												

